

## 学校栄養職員特別非常勤講師設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市教育委員会（以下「委員会」という。）が、浜松市立小学校及び中学校に在籍する学校栄養職員（県費負担職員に限る。）を、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に規定する非常勤講師（以下「特別非常勤講師」という。）として任用する取扱いに関して、教育職員免許法等別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (任用)

第2条 特別非常勤講師は、次の各号すべてに該当する者のうちから、1年を超えない期間を任期として、委員会が任用する。

- (1) 教科の年間指導計画に基づき、教科の領域において食に関する指導を行う者
- (2) 特別非常勤講師の発令を受けることにより、本務の業務が過重になるおそれがなく、かつ、学校又は共同調理場の運営に支障となるおそれがない者

### (任用手続)

第3条 校長は当該学校の学校栄養職員を特別非常勤講師に任用を希望する場合は、次の各号に定める書類を、任用の3週間前までに委員会に提出するものとする。

- (1) 学校栄養職員特別非常勤講師について（意見の申出）（様式第1号）
  - (2) 教育職員の免許状に関する規則（昭和38年静岡県教育委員会規則第8号）第12条に規定する書類
- 2 委員会は学校栄養職員を特別非常勤講師に任用する場合は、次の各号に定める書類を、任用の2週間前までに静岡県教育委員会義務教育課に提出するものとする。
- (1) 学校栄養職員特別非常勤講師について（届出）（様式第2号）
  - (2) 免許状の写し
  - (3) 指導する教科の年間指導計画書
  - (4) 前項第2号の書類
- 3 特別非常勤講師の任用は委員会が辞令書（様式第3号）を交付して行う。

### (職務)

第4条 教諭に準ずる職務に従事する。

### (報酬及び旅費)

第5条 報酬を支給しない。

- 2 旅費については、静岡県職員の旅費に関する条例（昭和31年静岡県条例第48号）を適用する。ただし、日当は支給しない。

### (勤務日及び勤務時間)

第6条 特別非常勤講師の勤務日及び勤務時間は、学校栄養職員としての職務に支障のない範囲で、委員会が関係学校の校長と協議して決める。

( 服 務 )

第 7 条 特別非常勤講師の服務については、原則として正規職員の例による。

- 2 特別非常勤講師の用務のため、学校栄養職員が在籍する学校以外の学校へ出向く場合は、出張扱いとする。この場合において、当該校長は、当該学校栄養職員の勤務する学校の校長に対して、派遣依頼を行い、承認を得る。

( 解 任 )

第 8 条 特別非常勤講師が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会がその職を解任することができる。

- (1) 特別非常勤講師としての能力又は適格性を欠く場合
- (2) 勤務実績がよくない場合
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (4) 学校栄養職員としての身分を失った場合

( その他 )

第 9 条 特別非常勤講師としての勤務歴は、履歴書に記載する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、特別非常勤講師の任用の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

第 号  
平成 年 月 日

(あて先)  
浜松市教育委員会

浜松市立 学校長 印

学校栄養職員特別非常勤講師について（意見の申出）

下記のとおり、学校栄養職員を特別非常勤講師としたいので申し出ます。

記

本務校	
兼務校	
職・氏名	
任用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
職務内容	
添付書類等	担任する学年の該当する教科や領域に係る年間指導計画（学校栄養職員が指導する単元等を明示する。）

様式第2号

第 号  
平成 年 月 日

静岡県教育委員会 様

浜松市教育委員会教育長 印

学校栄養職員特別非常勤講師について（届出）

下記のとおり、学校栄養職員を特別非常勤講師とするので届け出ます。

記

本務校	
兼務校	
職・氏名	
任用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
職務内容	
添付書類等	担任する学年の該当する教科や領域に係る年間指導計画（学校栄養職員が指導する単元等を明示する。）

# 辞 令

(氏名)	(現職)
<p>(発令事項)</p> <p>浜松市立 学校特別非常勤講師を命ずる</p> <p>ただし、報酬は支給しない</p> <p>任期は 年 月 日から 年 月 日までとする</p> <p>年 月 日</p> <p>浜松市教育委員会 印</p>	